

## ○千葉科学大学動物実験規程

### (趣旨及び基本原則)

第1条 この規程は、学校法人加計学園千葉科学大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 本学における動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、以下「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律68号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成25年環境省告示第84号、以下「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号、以下「基本方針」という。）、動物の処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

3 大学等における動物実験を伴う教育と研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展を図る上でも必要な手段であることから、動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の基本原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法を採用しなければならないことをいう。）の3R

（Replacement,Reduction,Refinement）の理念に基づき、適正に実施しなければならない。

### (定義)

第2条 この規程における、用語の意義は、次の各号によるものとする。

- (1) 動物実験等：実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物：動物実験等の利用に供するため、本学で飼養若しくは保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 飼養保管施設：実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・

設備をいう。

- (4) 実験室：実験動物に実験操作（2日程度の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- (5) 施設等：飼養保管施設及び実験室をいう。
- (6) 動物実験計画：動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者：動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者：動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 実験動物管理者：実験動物に関する専門的知識及び経験を有し、学長の下で実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (10) 飼養者：実験動物管理者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (11) 管理者等：学長、実験動物管理者、実験室管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (12) 指針等：動物実験等に関して行政機関等の定める基本指針及びガイドラインをいう。

（学長の責務）

第3条 学長は、本学において実施されるすべての動物実験等の実施に関して最終的な責務を負う。

- 2 学長は、実験動物を適正に飼養・保管し、動物実験等を適正かつ安全に遂行するために必要と考えられる施設等を整備し、実験動物管理者を置く。
- 3 学長は、実験動物管理者の協力を得て、動物実験実施者、飼養者等の関係者を教育するとともに、関連法令並びに指針等の周知を図る目的で、教育訓練の実施等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 学長は、動物実験委員会を設置し、動物実験責任者から提出された動物実験計画について、科学的整合性及び動物の愛護に配慮した審査を動物実験委員会に諮問し、動物実験委員会の答申に基づいて承認を与え、又は与えないこととする。
- 5 学長は、動物実験等の終了の後、履行結果を把握し、また、動物実験委員会の助言を尊重して、動物実験責任者及び実験動物管理者に改善を指示する。
- 6 学長は、動物実験計画書、動物実験の履行結果及び委員会の議事録等を保存するとともに、教育・研究活動に支障のない範囲内で、個人情報や研究情報の保護を図りつつ、動物実験等の透明性の確保並びに成果の公表を図らなければならない。

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

- 2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認するものとする。

(動物実験委員会の任務)

第5条 動物実験委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画の指針等及び本規程に対する適合性の審査に関すること
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(動物実験委員会の構成)

第6条 動物実験委員会は、学長が任命する次の者で組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (3) 動物実験等に携わらない優れた識見を有する者 若干名
- (4) その他学長が必要と認めた者 若干名

(動物実験委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等がある時は、その職務を代行する。
- 5 動物実験委員会に関する事務は、学務運営部庶務課が行う。
- 6 その他動物実験委員会について必要な事項は、別に定める。

(動物実験施設運営委員会の設置)

第8条 動物実験施設の運営を円滑にするため、本学に動物実験施設運営委員会を置く。

- 2 動物実験施設運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第9条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、「動物実験計画書(様式1)」を学長に提出するものとする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性を明確にすること(動物実験等の目的)
- (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること(代替法の検討)
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること(使用動物種、使用動物数、使用動物の遺伝学的、微生物学的品質)
- (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと(苦痛軽減法)
- (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること(苦痛軽減法)
- (6) 動物実験等の具体的方法を明確にすること(実験方法)
- (7) 飼養保管場所、飼養保管条件を明確にすること(飼養保管施設)
- (8) 実験を行う場所を明確にすること(実験室)

2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審査を付託し、委員長よりの報告並びに助言を基に、実験計画の承認、非承認を決定し、当該動物実験責任者に通知するものとする。

3 動物実験実施者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

4 動物実験責任者は、承認を受けた動物実験計画を変更、あるいは追加して実施したい場合は、「動物実験(変更・追加)承認申請書(様式3)」を委員会に提出し、学長の承認を得た後でなければ実験を行うことができない。

5 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を終了、又は中止する場合は、「動物実験終了・中止報告書(様式4)」により学長に報告しなければならない。

(実験操作)

第10条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に則するとともに、特に以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと
  - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること
    - ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
    - ② 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
    - ③ 適切な術後管理
    - ④ 適切な安楽死の選択
  - (3) 安全管理に注意を払うべき実験（放射性物質・発癌物質等の物理学的又は化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと
  - (4) 物理学的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること
  - (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること
  - (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと
- 2 動物実験責任者は、毎年4月30日までに、「動物実験結果報告書（様式2）」により、前年度の使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

（飼養保管施設の設置）

第11条 飼養保管施設を設置（変更を含む）する場合は、実験動物管理者が「飼養保管施設設置承認申請書（様式5）」を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 飼養保管施設の実験動物管理者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行わせることができない。
- 3 学長は、申請された飼養保管施設を動物実験委員会に調査させ、その報告、助言により、承認または非承認を決定するものとする。

（飼養保管施設の要件）

第12条 飼養保管施設は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

(実験室の設置)

第13条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む）する場合、実験室の管理者が「実験室設置承認申請書（様式6）」を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、申請された実験室を動物実験委員会に調査させ、その報告、助言により、承認又は非承認を決定するものとする。

3 実験室の管理者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（2日程度の一時的保管を含む）を行わせることができない。

(実験室の要件)

第14条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること

(2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が執られていること

(施設等の維持管理及び改善)

第15条 実験動物管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第16条 施設等を廃止する場合は、実験動物管理者が「施設等廃止届（様式7）」を学長に届け出るものとする。

2 実験動物管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。

(実験動物の飼養及び保管マニュアル（標準操作手順）の作成と周知)

第17条 実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第18条 動物実験実施者、飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第19条 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関等より導入するものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第20条 動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(健康管理)

第21条 動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。

2 動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第22条 動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養・保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第23条 実験動物管理者並びに動物実験責任者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存するものとする。

2 実験動物管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告するものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第24条 動物実験責任者は、実験動物の譲渡を行う場合は、譲渡先施設が、「指針等」に基づいた運営をされている施設であることを確認するとともに、その実験動物の特性、飼養・保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

2 動物実験責任者は、実験動物の譲渡を行う場合は、「実験動物の譲渡等に関する承認申請書(様式8)」を委員会に提出し、学長に報告するものとする。

3 動物実験責任者は、実験動物の譲渡を受ける場合は、譲渡元施設が、「指針等」に基づいた運営をされている施設であることを確認するとともに、その実験動物の特性、飼養・保管の方法、感染性疾病等に関する情報の提供を受けるものとする。

4 動物実験責任者は、実験動物の譲渡を受ける場合は、予め「実験動物の譲渡等に関する承認申請書（様式8）」を委員会に提出し、学長の承認を得なければならない。

（輸送）

第25条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

（危害防止）

第26条 実験動物管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等を予め定めるものとする。

2 実験動物管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡するものとする。

3 実験動物管理者は、動物実験実施者及び飼養者の実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じるものとする。

4 実験動物管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めるものとする。

5 実験動物管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

（緊急時の対応）

第27条 実験動物管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画を予め作成し、関係者に対して周知を図るものとする。

2 実験動物管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

（教育訓練）

第28条 動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けるものとする。

- ① 関連法令、指針等、本学の定める規程等
- ② 動物実験等の方法に関する基本的事項
- ③ 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- ④ 安全確保、安全管理に関する事項
- ⑤ その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を担当事務に保存するものとする。

3 教育訓練の有効期間は5年間とし、有効期間を超えて動物実験を行う場合は再度、教



育訓練を受講しなければならない。

(自己点検・評価及び検証)

第29条 学長は、動物実験委員会に、基本指針に対する適合性に関し、自己点検・評価を行わせなければならない。

2 動物実験委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。

3 動物実験委員会は、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

(情報公開)

第30条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価及び検証の結果等）を毎年1回程度公表する。

(準用)

第31条 第2条(2)に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第32条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、本規程を適用しない。

(補則)

第33条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(他の規程との関連)

第34条 実験が、他の規程（千葉科学大学遺伝子組換え実験安全管理規程等）の適用を受ける場合には、動物実験実施者はそれぞれの実施要項等を遵守しなければならない。

(改廃)

第35条 この規程の改廃は、動物実験委員会で審議の後、大学協議会の審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成20年3月24日から施行する。なお、平成16年7月1日制定の千葉科学

大学動物実験指針は廃止する。

この規程は、平成25年7月4日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年1月9日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年9月4日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日 学長決裁）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日 決裁）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月7日 第4回大学協議会）

この改正規程は、令和4年7月7日から施行する。